

## 第2章 概説

### 2-1 維持管理の基本的な考え方

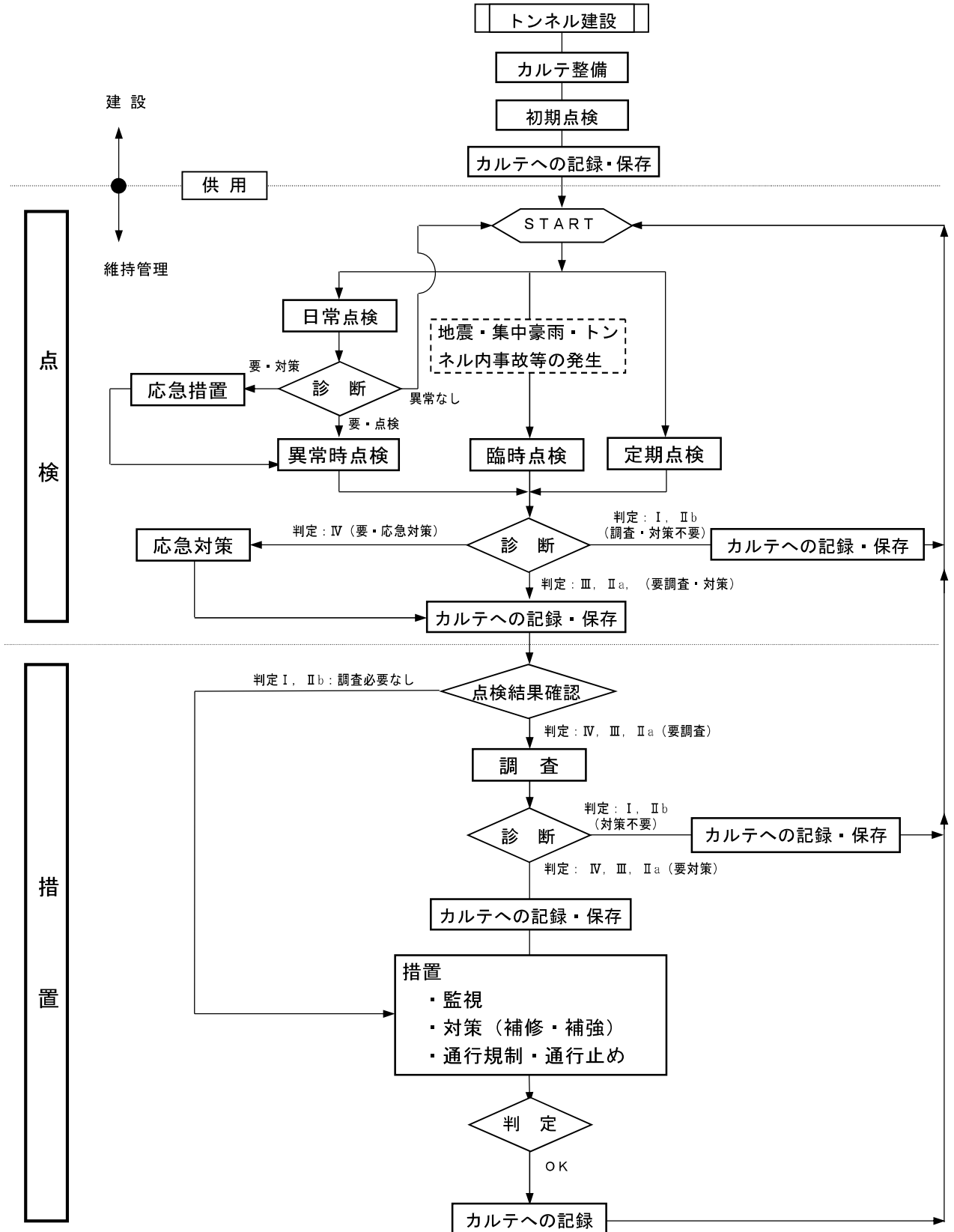
トンネル本体工の維持管理の基本的な考え方は、道路トンネルとしての機能を確保するためにトンネル構造および附属施設の安全性、耐久性に影響する変状について「点検」及び「調査」によって十分に把握し、適切な「対策」を講ずることである。

また、修繕工事等の措置を行った後は、健全性の診断を行い、その結果を速やかに点検結果に反映する。

## 2-2 維持管理の全体フロー

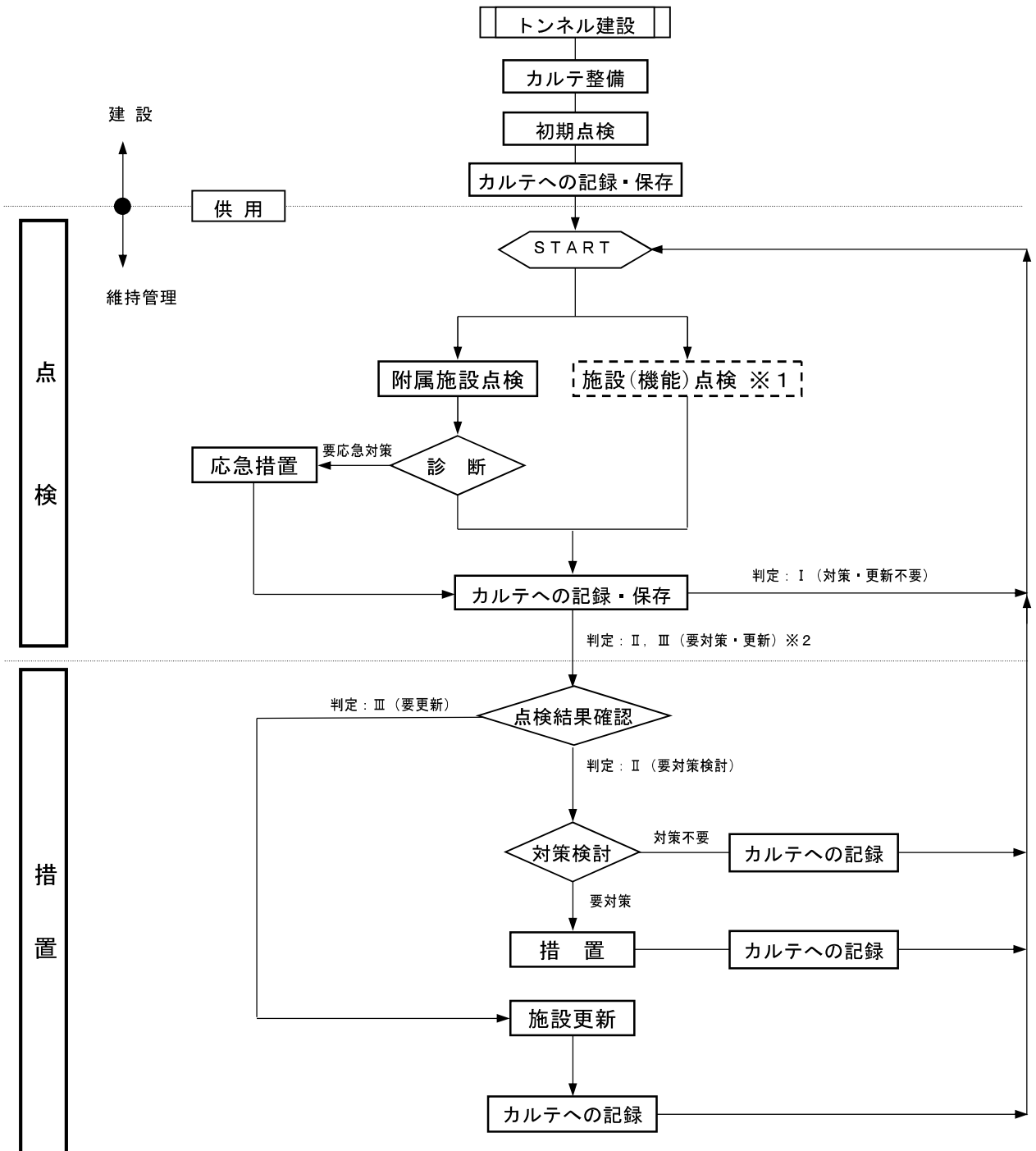
### (1) 本體工

道路トンネル本體工の維持管理の全体フロー及び各点検の位置付けを下図に示す。



(2) 附属施設

道路トンネル附属施設の維持管理の全体フロー及び各点検の位置付けを下図に示す。

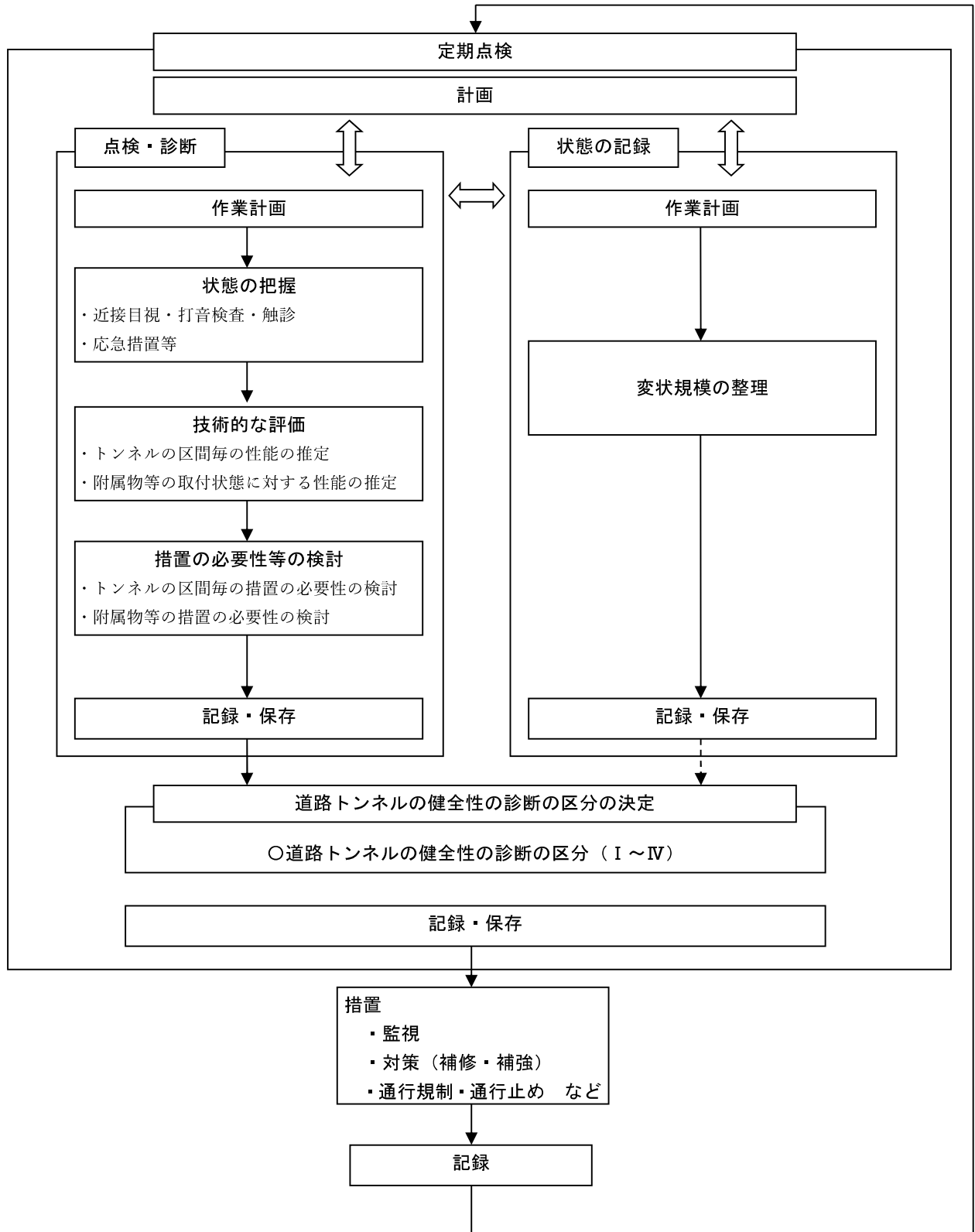


※1 施設の機能を対象とした施設点検は、本マニュアルの対象外とする。

※2 附属施設は、点検後に調査が必要と判断される場合は、対策・更新前に調査を実施すること。

### (3) 定期点検

道路トンネルの定期点検を対象とした点検・判定に関連するフローを下図に示す。



### 2-3 点検の種類

トンネル点検の種類は、以下の5つに区分する。

#### (1) 初期点検

初期点検は、構造物の完成後の初期状況を把握することを目的として供用前に行う点検である。

#### (2) 日常点検

日常点検は、覆工の剥落や附属施設の落下等、トンネル利用者に被害を及ぼす可能性のある変状や損傷の早期発見を目的として、道路監理員が道路の通常パトロール時に実施する点検である。

#### (3) 定期点検

定期点検は、変状の状況やその進行を把握してトンネルカルテを作成し、トンネルの保全を図るとともに、効率的で効果的な維持修繕計画に資するために行う点検である。

#### (4) 異常時点検

異常時点検は、日常点検にて異常が発見された場合に、変状をより詳細に把握するため、必要箇所に対して行う点検である。

#### (5) 臨時点検

臨時点検は、地震、集中豪雨およびトンネル内事故が発生した場合、主にトンネルの安全性を確認するために行う点検である。